

別表第1 (第4条関係)

補助対象事業		補助金充当可能額
住宅揺れ対策事業	耐震診断事業	分譲マンションにあつては、分譲マンション1棟につき実施する事業を1件とし、分譲マンション以外の住宅にあつては、住宅1戸につき実施する事業を1件とし、補助対象個別事業費から国庫補助金及び諸収入を控除した額に2分の1を乗じて得た額（1件あたり、分譲マンションにあつては、予備診断については10万円を、本診断については50万円を、分譲マンション以外の住宅にあつては、市町村から県民への補助率が3分の2未満のものについては5千円を、当該補助率が3分の2以上10分の10未満のものについては1万5千円を、当該補助率が10分の10のものについては3万円をそれぞれ限度とする。）を、合算した額。
	耐震改修事業	住宅1戸につき実施する事業を1件とし、補助対象個別事業費から国庫補助金及び諸収入を控除した額に2分の1を乗じて得た額（1件あたり、25万円を限度とする。）を合算した額。
	一部屋耐震化事業	住宅1戸につき実施する事業を1件とし、補助対象個別事業費から国庫補助金及び諸収入を控除した額に2分の1を乗じて得た額（1件あたり、10万円を限度とする。）を合算した額。
	不燃化改修事業	住宅1戸につき実施する事業を1件とし、補助対象個別事業費から国庫補助金及び諸収入を控除した額に2分の1を乗じて得た額（1件あたり、50万円を限度とする。）を合算した額。
	感震ブレーカー等設置事業	住宅1戸につき実施する事業を1件とし、補助対象個別事業費から国庫補助金及び諸収入を控除した額に2分の1を乗じて得た額（1件あたり、3万円を限度とする。）を合算した額。
津波対策事業		補助対象個別事業費から国庫補助金、諸収入及び起債相当額を控除した額（以下「補助基準額」という。）に1/3（津波災害警戒区域の指定を受けた市町にあつては1/2）を乗じて得た額を合算した額。
消防団等強化対策事業	消防団強化事業	補助基準額に1/3（消防団充実強化計画を提出した市町村にあつては1/2）を乗じて得た額を合算した額。
	消防団車両整備事業	補助基準額に1/3を乗じて得た額を合算した額。
	自主防災組織強化事業	補助基準額に1/3を乗じて得た額を合算した額。

消防広域化事業	消防広域化施設等整備事業	補助基準額に 1/2 を乗じて得た額を合算した額。
	消防の連携・協力事業	補助基準額に 1/3 を乗じて得た額を合算した額。
消防県内広域応援事業		補助基準額に 1/2 を乗じて得た額を合算した額。
風水害対策事業		補助基準額に 1/2 を乗じて得た額を合算した額。
通常事業		補助基準額に 1/3 を乗じて得た額を合算した額。
特別対策事業		補助基準額に 2/3 を乗じて得た額を合算した額。ただし、県として実施の責務があり、かつ、知事が特に重要と認める補助対象個別事業については、補助基準額。
市航空消防隊運航事業		補助基準額に 1/3 を乗じて得た額を合算した額。
地域防犯カメラ設置事業		カメラ 1 台につき実施する事業を 1 件とし、補助対象個別事業費から国庫補助金及び諸収入を控除した額に 1/3(ソーラー型カメラにあつては 1/2) を乗じて得た額(1 台あたり、10 万円(ソーラー型カメラにあつては 15 万円)を限度とする。)を合算した額。
消防救急デジタル無線共通波更新事業		補助基準額に 1/2 を乗じて得た額を合算した額。
能登半島地震を踏まえた緊急対策事業		補助基準額に 1/2 を乗じて得た額を合算した額。

別表第 2 (第 5 条関係)

市町村	限度額 (第 5 条第 1 項)
横浜市	2 億 800 万円
川崎市	1 億 670 万円
相模原市	8, 530 万円
人口 40 万人以上	6, 270 万円
人口 35 万人以上、40 万人未満	5, 770 万円
人口 30 万人以上、35 万人未満	5, 130 万円
人口 25 万人以上、30 万人未満	4, 630 万円
人口 10 万人以上、25 万人未満	4, 130 万円
人口 5 万人以上、10 万人未満	4, 070 万円
人口 5 万人未満	4, 040 万円

人口は前年度 1 月 1 日の県人口統計調査結果を適用する